

令和 5 年 6 月 1 日
気象庁大気海洋部

配信資料に関するお知らせ

～岩手県、宮城県及び茨城県の一部市町村における高潮警報・注意報の
暫定基準廃止及び高潮警報発表対象市町村の追加について～
(平成 23 年 7 月 22 日付配信資料に関するお知らせ、
令和 4 年 3 月 14 日付配信資料に関する技術情報第 585 号及び
令和 4 年 5 月 18 日付配信資料に関するお知らせ関連)

高潮警報・注意報の発表基準等について、「平成 23 年（2011 年）東北地方太平洋沖地震」の影響を考慮し、一部の市町村では、高潮警報・注意報の発表基準について、通常基準より引き下げた暫定基準を設けて運用しているところです。

今般、護岸施設の復旧状況等から、下記の通り、令和 5 年 6 月 8 日 13 時（日本時間）をもって一部市町村の暫定基準を廃止します。

また、高潮特別警戒水位の運用の準備が整った県について、内陸の市町村への高潮警報の運用及び高潮氾濫発生情報が出された場合に速やかに高潮警報を発表する運用を、下記の通り、同日同時刻から開始します。

記

①暫定基準を廃止する市町村

- 岩手県
宮古市、山田町、田野畑村、大船渡市
- 宮城県
塩竈市、石巻市、東松島市、女川町
- 茨城県
北茨城市

②高潮特別警戒水位の運用の準備が整い、内陸の市町村への高潮警報の運用及び、高潮氾濫発生情報が出された場合に速やかに高潮警報を発表する運用を開始する県

- 三重県

以上